

信州・冬の体験型プログラム利用促進業務 対象商品の考え方について

1 基本的な考え方

アクティビティやレジャー、伝統文化体験等の観光体験商品のうち、原則、観光要素・体験要素のどちらも含んだ内容のプログラムを対象とする。なお、前述の要素を欠くプログラムにおいても、本事業の目的に反しないと判断される場合は対象とする。

2 具体例

【対象とするもの】

■アウトドア体験

スノーアクティビティ（スキー・スノーボード※、スノーシューハイキング、バックカントリー、スノーモービル、樹氷ナイトツアー、アイスクライミング、チュービング等）、サイクリング、レンタサイクル、トレッキング、登山、星空観賞、マリンスポーツ（SUP、ヨット、カヌー、カヤック、水上バイク、ダイビング、ホバーボード等）、乗馬体験、人力車体験、遊覧船、果物狩り、魚釣り（遊漁券は除く）、BBQ、キャンプ、社会（工場）見学等

※スキー場のリフト券は1日券（半日券や回数券を含む）を対象とし、有効期間が2日以上のリフト券は対象外とします。また、食事券や温泉入浴券など、「リフト券+α」のセット商品とすることを条件とします（リフト券単体の場合は対象外となります）。なお、割引の適用を受けられるのは1商品あたり50枚を上限とします。

■インドア体験

ガラス細工、アクセサリ作り、陶芸体験、着物着付け体験、クラフト体験、食づくり体験（そば打ち、おやき作り等）、お茶たて体験、華道体験、楽器体験、絵付け体験、アート体験、フラワーアレンジメント 等

【条件付きで対象とするもの】

| プラン | 条件・例示等 ○…対象 ×…対象外 |
|-------------------------------|--|
| 入浴料 (観光要素△・体験要素○) | 温泉を対象とします。 |
| 施設入館料・チケット (観光要素○・体験要素△) | 博物館、美術館、動物園、遊園地等を対象とします。 |
| コース料理・バイキング等 (観光要素○・体験要素×) | 体験要素を含む場合は対象とします。 一方的に食事の提供を受けるのみのプランは対象外とします。 (例) 遊覧船でのコース料理（ディナークルージングなど）…○ ホテルでのコース料理…× |

【対象外とするもの】

体験要素又は観光要素がないもの。または一般的に観光客をターゲットにしていないもの。
ゲームセンター、映画館、ボウリング、ビリヤード、卓球、ヨガ、マッサージ、エステ、散髪、パソコン教室、レンタカー 等